

『瑞浪市化石博物館研究報告』の電子データ公開に伴う
著作権の取り扱いに関する告知（お願い）

瑞浪市化石博物館（以下当館という）は、1974年の開館以来定期刊行物「瑞浪市化石博物館研究報告」を刊行してまいりました。長らく刊行できましたことは、ひとえに研究者の皆様のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。この度、瑞浪市化石博物館研究報告を広く活用していただくため、当館ホームページで電子データ（PDF）を順次公開することとしました。

電子データ公開にあたっては、著作権法により、論文等の著者の同意または著作権の当館への譲渡が必要とされます。2003年3月発行の30号以降に掲載された論文等については、「瑞浪市化石博物館投稿規定」により、当館に著作権が帰属することとなっていますが、それ以前に掲載された論文等の著作権は、著者に属していると考えられます。

そのため、電子データ公開を行うにあたっては、著者が所有する著作権のうち、複製権（著作権法第21条）と公衆送信権（著作権法第23条）及びこれらの権利を学術目的のため第三者に行使させる権利については著者の同意または権利譲渡が必要と判断されます。しかし、連絡先が不明な方や、亡くなった方もいらっしゃるなどから、やむを得ずこの告知をさせていただくこととしました。

本件は、学術の振興・発展のためにこの様な取り扱いとさせていただくものですのでご理解をお願いしたいと存じますが、公開を承諾しないとの申し出を受けた論文等については、電子化の対象とはせず公開しない、またはすみやかに公開を中止することとします。

公開を承諾しない場合、あるいは本告知に対する意見等がありましたら、当館あての文書または電子メールでお知らせください。

令和3年12月14日

瑞浪市化石博物館

0572-68-7710

sportsbunka@city.mizunami.lg.jp